



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 29(3-4), 485-488
Issue Date	1979-03-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16278
Type	bulletin (other)
File Information	29(3-4)_p485-488.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

昭和五三年九月二日(金)午後二時半—五時

「比較法的観点よりみた給付約束に対する契約外の信頼責任」

講師 フライブルク大学教授

ハンス・シュートル

通訳 桜田嘉章

出席者 一九名

教授は、当事者間に契約の成立にまで到らないとしても何らかの特別の関係がある場合、殊に一方的ではあれ給付の約束がなされている場合に、その約束を信頼した相手方を保護する必要があり、という観点から、比較法的にその法的構成の可能性を検討された。即ち、ドイツ法上は、債務は契約、若しくは法律の定めによつてのみ発生し、スカンジナビア法のような一方的給付約束の拘束力を認めない。しかし実際上は相手方の信頼の保護が必要の場合には、当事者の法的拘束意思が擬制されている。それに対して英米法上は私的自治には約因の存在が要求されているので、大陸法のような擬制を用いることが困難で、この約因を拡張する

努力がなされた。しかし判例上は本来の約因に必要な給付間の交換関係がない場合にも認められたので、promissory estoppel という制度が創出されるに到った [Restatement of the Law Contracts, § 90 (1932)]。この制度が私的自治にのみ関するものか否かは必ずしも明らかではないが、 Hoffman ケース [Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 133 N. W. 2d 267 (Wis. 1965)] での法理を用いて私的自治の枠をこえた当事者の責任を認めたものである。

ドイツ法上は、不法行為に属さない契約類似の特別の信頼責任が「契約締結上の過失」によつてまず認められた。これは私的自治が現状では嚴格になりすぎ、またドイツ不法行為法に財産損害填補の一般的规定が欠けている不都合を是正する為の基礎となった。これによれば使用者の免責の点でもメリットがある。

ここで問題とする「契約締結上の過失」には、契約交渉の場所について当事者の一方のみに社会的安全確保義務 (Verkehrssicherungspflicht) があり、そこで事故が発生したような事例は含まない。それは特別の信頼責任とはいえず実質的に不法行為の問題だと考えられるからである。しかし Hoffman ケースを例とするように、重大な理由なく契約交渉を打ち切る場合の相手方の信頼に対する違背の事例はここに含まれる。この場合にはドイツ法上は契約締結を確実だと表示していた場合のみ責任を認めているが、これは米国同様単なる信頼惹起ではなく、一方的給付約束と解しうる程度の信頼惹起を要求するもので、契約締結の自由

にかかわらず、その約束により生じた信頼を重大な理由なく破る点に責任を認めるものである。

このような一方的給付約束が、法律上信頼保護が要請される限り債権的拘束力を発生させるという構成は、他の場合にも用いることができる。たとえば、契約の申込と解すべき具体性がなくとも、相手方に保護に値する信頼を惹起する場合で、フランスの判例 [Tr. de la Seine 14. 11. 1930, S. 1932 II 228] にその例を求めよう。その填補さるべき不利益の評価においては、その信頼利益を基礎とする。また、ドイツの判例は、情報・助言による信頼の保護の為には契約の成立を擬制することで対処しようとするが、この構成によればこのような擬制は不要となる。誤った信用情報の供与に関する一英国判例 [Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. (1964) A. C. 463] も、英国では不法行為に関するものとして評価されているが、一方的給付約束に対する法律上の信頼責任の例として理解されうる。更に、他にも、第三者への信用供与の要請や、製造者の商品の品質保証の表示が、その適用例として考えられ、この法律による (Gesetzlich) 契約類似の信頼責任によって契約法の負担が軽減され、法的拘束意思の擬制を必ずしも必要としなくなるのが比較法的にも基礎づけられる。

以上のような教授の講演に引き続いてなされた質疑応答の中でまず信頼保護の意味と、その保護さるべき利益について質問がなされ、信頼により生じた損害の填補による信頼の保護が、信頼利

益を限度として図られることが明らかにされた。ついで、法律上の責任という場合の *gesetzlich* の意味、一方的給付約束による信頼責任の実定法上の位置づけ、製造物責任との関係が問題とされ、教授の提唱される信頼責任が従来の債務発生根拠とは異なる新しいカテゴリーに属すること、これがたとえば製造物責任を基礎づける一つの可能な根拠となりうること、ドイツ普通法以来の *gesetzlich* という用語の意味等が明らかにされた。

昭和五三年九月三〇日(土)午後二時—五時

「現行ドイツカルテル法上の問題としての市場支配的企業と合併規制」

講師

フライブルク大学教授

フリッツ・リットナー

通訳

小原 喜雄

出席者

二二名

(1) 教授は、西独競争制限法 (GWB) 22条の解釈をめぐる学説の対立について論及する。22条の市場支配的企業の濫用監視規定の適用において、カルテル庁・控訴裁判所と連邦最高裁判所とは、次の二つの事件で異った見解を示した。「ヴィタミン B 12」事件と「ヴァリウム」事件である。右の二件における事業者の価格設定行為をカルテル庁と控訴裁判所は、市場支配的地位の濫用と判断したのに対して、連邦最高裁は市場支配的地位の濫用に当らないと判断した。

リットナー教授は、そもそもGWB 22条は伝家の宝刀として背後に控えるべき規定で、価格設定行為の如きは、市場支配的差別行為規制規定であるGWB 26条で規制すればよい。22条を積極的に運用するのは好ましくないという立場で、かような立場は、独占委員会の立場とも一致するとして、カルテル庁の22条運用を批判する。

(2) 企業合併についても教授の見解はユニークである。GWB 24条1項は、企業集中それ自体を規制することに向けられず、市場構造の変更規制に向けられていると解する。したがって、GWBは企業集中をこれまで阻止しえなかったという。現在連邦議会上に上程されているGWB第四回改正のポイントは、まさに集中規制に関してである。教授は、企業は大きくなったり小さくなったり常に自ら変っていく組織体であるので、それに干渉するのは、企業家的自由と責任に対する国家の侵害であるという。教授は、企業集中の発展の原因を分析し、大企業への優遇政策、そしてそれは、新規参入者にとってとくに不利になっているし、かつ税政策、社会政策、経済政策が競争政策と相反する大企業優遇政策がとられているため集中が促進されている。したがって、競争政策が他の政策とも齊合的に体系化されて、競争を支持するのだけければ、企業解体法を幾ら作っても何の意味もないという。

まさに今日の日本において妥当している点が、西ドイツの競争制限法下においても、問題にされている点は誠に興味深い点である。

昭和五三年一〇月六日(金) 午後三時—五時半
「法史学と法律学」

講師

フライブルク大学名誉教授

通訳

ハンス・ティーム

石川 武

出席者

一八名

ティーム教授は、人も知るように、長年にわたり『サヴィニー財団法制史雑誌・ゲルマン法の部』の編集に当たられた斯界の泰斗。今回は二度目の来日であり、法学会で講演していただいたのも二度目である(本誌二二・二参照)。今回の講演の要旨は以下の通りである。

今日すべてのヨーロッパ諸国において、法律学ならびに大学における法学教育の一構成要素としての法史学は危機に陥っている。こうした状況は、われわれに対して、次のような問題の考察を迫っている。いったい何故にこうした事態が生じたのか、この危機の原因は何か、われわれは法学教育の中で自分の課題を十分に果していたのか。その際とりわけ、法史学が法学教育の中で占める意義に異論を唱えているのが、しばしばわれわれの同僚(実定法学者であることに留意しなければならない)。

固有の専門領域、特別の講義科目としての法史学は比較的新しいものであり、ようやくサヴィニーによる「歴史法学派」の創設とともに生まれたにすぎない。「歴史法学派」はいわば「歴史(至上)主義」の立場に立つが、それによってヨーロッパ各国におけ

る本格的な法史学研究がはじまり、また、法文化の担い手としての民衆に着目される、という積極的結果が生まれるとともに、法学が法政策のアクチュアルな問題から離れ、法学者が著しく孤立化するという消極的結果がもたらされた。この「歴史(至上)主義」の帰結が一九世紀後半の「法実証主義」だったのである。こうしてやがて法史学の中心的意義に代ってその全面的無力化が、歴史的連続性に代って非連続性が登場してくることになる。

われわれはしかし、法学部の学生、つまり将来の法学者・裁判官・行政官・企業のリーダー・法政策に当る人に、ほとんど法史学の教育を行なっていない、という事態をそのままに放置しておいてよいのだろうか。法学者・法曹は法史的素養・知識なしですますことができるのだろうか。この問に対するティーム教授の解答はもちろん否であるが、法学教育における法史学の重要性、ないし、実定法学と法史学との連携の必要性を説くに当って同教授は、民法学の諸領域(不動産法Ⅱ「所有権」概念の変遷、動産法、債務法、家族法、相続法)からはじめて、公法学の諸領域(刑事法、憲法、国際法)、さらにはジャーナリスト教育の問題にわたり、きわめて広い範囲から具体的な問題を例示されながら論を進められ、その間比較法史学・法哲学の重要性にも触れられた。それをこの限られた紙幅の中で要約することは不可能に近いので、以下、この点に関する同教授の基本的な考え方を摘記しておきたい。

法には「永続的問題」といふべきものがあり、それぞれの時代

(の法学)は前代と同じくこの問題の解決のために腐心してきた。たとえば今日、「区分所有権」が問題になっているが、歴史的に見ると、ローマ法に由来する個人的・絶対的所有権が唯一の所有権概念ではなく、たとえば中世には、それとは異なったさまざまなタイプの「所有権」概念が存在し、中には今日の「区分所有権」に近いものさえあった。こうした過去ないし他国民の経験は、とりわけ法史学によって開発・保存・伝達されるが、実定法学はそうした事実を知ることによって、法実証主義Ⅱ実定法至上主義から解放されるとともに、法の「永続的問題」をこの現代において解決するための有力な「思维的刺激」を受けとることになる。因みに、それぞれの時代には指導的「理念」というものがあって、それが法の歴史を動かしていくが、そうした「理念」はまた、各時代・各国民の法制度に——したがってまた右に触れた「永続的問題」の解決の仕方にも——「時代の特徴」を帯びさせることになるのである(詳しくは、同教授が前回来日された折の講演を集めて成った久保正幡監訳『ヨーロッパ法の理念と歴史』(岩波書店)を御参照いただければ幸いである)。